

競争入札の参加者の資格等（長崎県告示第 406 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 5 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

西諫早団地建替事業

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していない者
- (2) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項 1 号の規定に該当しない者である。
- (4) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (5) 参加表明書及び競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書等」という。）の提出期限日から落札決定日までの間において、長崎県知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (6) 申請書等の提出期限日から落札決定までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) 申請書等の提出期限の日以前 6 か月から落札決定までの間において、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 落札決定日までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）
- (9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条に示される欠格事由に該当する者
- (10) 西諫早団地建替事業審査委員会設置要綱に基づく西諫早団地建替事業審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連のある者
- (11) 本事業について、県がアドバイザー業務を委託した次に掲げる者と資本面又は人事面において関連のある者
 - ・株式会社地域経済研究所 九州事務所
 - ・株式会社アービカルネット
 - ・弁護士法人御堂筋法律事務所

3 入札参加者の資格要件

西諫早団地建替事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）3 民間事業者の募集及び選定に関する事項（4）参加者の備えるべき参加資格要件のとおり。

4 競争入札参加者の資格及び審査

競争入札参加者の資格は、令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 に定める要件に基づき、3 の資格要件について審査し決定する。

5 入札を希望する者の資格審査の審査方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 3 時まで（県の休日を除く。）。

申請時間は、午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

申請書は、長崎県土木部住宅課のホームページからダウンロードすることにより入手すること。

(長崎県土木部住宅課ホームページアドレス) <https://www.pref.nagasaki.jp/section/jutaku/>

(3) 申請書の提出方法

申請者は、入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書に入札説明書に示す書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県土木部住宅課

(電話) 095-894-3108

6 資格審査結果の通知

令和7年10月3日（金）までに代表企業に書面で通知する。

7 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年3月31日までとする。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(3)又は(6)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(4)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消し等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。